

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

地方税法の一部改正に伴い、幼稚園の授業料の額の算定方法を改める等のため、名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を改正する必要がありますが、この条例の改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出します。

平成30年 6 月 4 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

記

1 改正理由・内容

市立幼稚園の授業料算定に係る市町村民税所得割額について、平成29年度地方税制改正により、指定都市の市町村民税の税率が 6 %から 8 %に変更されたことに伴い、指定都市居住者に不利益が生じないように、改正前の地方税法第 314 条の 3 第 1 項の規定を適用するよう、規定の整備等を行うものです。

2 施行期日

平成30年 9 月 1 日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

3 条例案・新旧対照・参照条文

別紙のとおり

(案)

平成30年第87号議案

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 6 月19日提出

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表中「1月」を「4月」に改め、同表備考中第7項を第8項とし、第4項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。

附 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、別表幼稚園の表の改正規定（「1月」を「4月」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（理 由）

この案を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、幼稚園の授業料の額の算定方法を改める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市立学校の授業料等に関する条例 (抜すい)

別表 (第 1 条関係)

高等学校

(略)

幼稚園

区分			授業料の額（月額）		
			第 1 子	第 2 子	第 3 子以降
(略)					
B	A階層を除き、当該年度分（ $\frac{4}{1}$ 月から 8 月 までにあつては前年度分）の市町村民税非 課税の世帯又は市町村民税が均等割の額の み（所得割非課税）の世帯		3, 000円	0円	0円
C ₁	A階層を除き、当該年 度分（ $\frac{4}{1}$ 月から 8 月ま でにあつては前年度 分）の市町村民税の所 得割の額が右の区分に 該当する世帯	77, 100円以下	7, 700円	4, 900円	0円
C ₂		77, 101円以上 211, 200円以下	8, 200円	4, 900円	0円
C ₃		211, 201円以上 270, 900円以下	8, 200円	4, 900円	0円
C ₄		270, 901円以上	8, 200円	4, 900円	0円
備考					
1 } 5 } (略) 3 }					
4 市町村民税の所得割の額とは、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律					

第2号) 第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3第1項の規定を適用して算定した所得割(同
法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣
府令第44号)第20条に定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額)を
いう。

$\frac{5}{4}$ }
{ (略)
 $\frac{8}{7}$

(参考 2)

参 照 条 文

地方税法（昭和25年法律第 226 号）抜すい 新旧対照 $\left(\frac{\text{改正後}}{\text{改正前}}\right)$

（所得割の税率）

第 314 条の 3 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、100 分の 6 （所得割の納税義務者が地方自治法第 252 条の 19 第 1 項の市（第 314 条の 6 及び第 314 条の 7 において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、100 分の 8）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

2 （略）

